

令和8年度

新任特別支援教育コーディネーター研修会

特別支援教育に関するリーフレット等  
(秋田県教育委員会作成)

第Ⅰ期：令和8年 6月 1日(月)

第Ⅱ期：令和8年10月 9日(金)

# 目次

1	～就学相談のためのガイド～お子さんのよりよい就学のために	1
2	小学校・中学校における通級指導教室の利用ガイド	3
3	病気の子どもへの支援ガイド	7
4	通常の学級実践研修 実施要項 (令和8年度 特別支援教育の研修・相談案内)	13
5	小・中学校等特別支援チームによる相談・支援 (令和8年度 特別支援教育の研修・相談案内)	14
6	高等学校特別支援チームによる相談支援 (令和8年度 特別支援教育の研修・相談案内)	16
7	学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進のためのガイド	17
(参考)		
	病気療養中の児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育ハンドブック	20
	「病弱教育サポートセンターきらり☆」リーフレット	33

※各リーフレット等に記載の関係機関等に関する情報は、作成時点の内容です。

最新の情報とは異なる場合がありますので御留意ください。



# 学級・学校の紹介

お子さんに必要な教育が十分に受けられる場を選択することが大切です。それぞれの学級・学校で、学習内容や支援の仕方に特色があります。お子さんの発達の状態や特性等に応じ、その能力を最大限に引き出す学習の場を決めることができるよう、十分に見学や相談を重ねましょう。

## 小・中学校等《通常の学級》

- 集団の中で教科等の学習をします。学習内容はどのお子さんも同じですが、実態に応じて指導方法や教材教具等の配慮があります。
- 通常の学級に籍を置き、通級指導教室に通うことができます。

特別支援教育支援員が配置されている学校もあります。支援員は日常生活上の介助や学習支援（身支度の手伝い、教室移動の手助け、教師の指示を分かりやすく伝える等）を行います。支援員の配置については、教育相談の際に市町村教育委員会にお尋ねください。

### 通級指導教室

- ・通常の学級に籍を置き、決められた時間に通って指導を受けます。
- ・基本的に個別で指導を受けます。
- ・本県では、言語障害と、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)等に対応した教室があり、障害に応じた指導を受けることができます。
- ・通級指導教室の授業時数は、言語障害が週1～8時間、LD・ADHD等が月1時間～週8時間が標準です。通級指導教室が居住市町村にない場合は、他市町村の教室に通う場合もあります。
- ・県立視覚支援学校(月1回)、県立聴覚支援学校(週1回)では、県北、県南の小・中学校や公民館等に、弱視や難聴のお子さんを対象とした、障害に応じた指導を行う「サテライト教室」を設置しています。

## 小・中学校等《特別支援学級》

- 小集団の中で、障害の状態に応じて必要な学習内容が設定されます。
- 学校行事や学年・学級活動、給食、清掃など、通常の学級の子もたちとの活動もあります。また、教科等によっては通常の学級に入って学習することもあります(交流及び共同学習)。
- お子さんの障害に応じて弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、知的障害、自閉症・情緒障害の6つの学級があります。

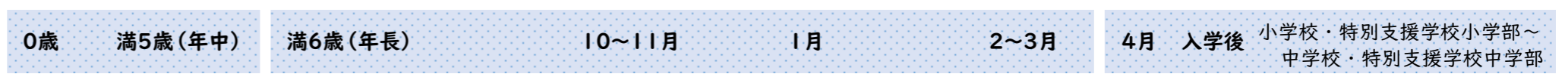
- ・個々のペースに合わせて指導します。
- ・障害の状態に配慮した指導を行います。

## 特別支援学校

- 一人一人の障害の特性を十分理解し、個に応じた学習内容が設定されます。
- 少人数できめ細かい指導が受けられます。
- 実際の体験を重視した学習を行い、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を身に付けていきます。
- 近隣の学校や居住地域の学校の子もたちとの学習も実施されています(交流及び共同学習)。

- ・小学部から高等部まで一貫した指導を行います。
- ・視覚支援学校、聴覚支援学校には幼稚部も設置されています。
- ・障害が重く、通学が困難なお子さんには、家庭を訪問して指導する訪問教育も実施しています。
- ・スクールバスを利用できる学校もあります。

# 安心して就学を迎えるために ~身近な相談機関に相談しましょう~



保護者

《乳幼児期からの相談》

- ◎お子さんの発達や子育てについて気になることは、幼稚園・保育所・認定こども園等の先生や保健師、保健センターなどに相談しましょう。

《早期からの就学相談》

- ◎早くから市町村教育委員会に相談し、様々な情報を収集しましょう。
- ◎年長の9月頃までには、市町村教育委員会と就学相談をし、学校見学や体験入学をした上で就学先を考えましょう。
- ◎「3歳児健診」の後、「5歳児健診・相談会※1」を行っている市町村もあります。お子さんの発達や就学に向けての相談ができますので、実施市町村にお住まいの方は、参加されることをおすすめします。

10～11月

1月

2～3月

4月 入学後

◎市町村教育委員会から、日時や場所について通知があります。

◎入学予定の小学校や地域の公民館等で、健康診断や簡単な検査等を行います。

◎入学する学校で行います。

◎学校での学習活動や学校生活、入学までに準備する持ち物や入学までの家庭での配慮事項、PTA活動や納付金等の説明があります。

◎入学後は、学校の担当者や学校生活や学習の様子を確かめ、必要な支援について話し合います。学校には特別支援教育コーディネーターに指名されている先生がおり、お子さんについて様々な相談に応じるとともに関係機関との窓口になります。

◎中学校・特別支援学校中学部への進学の際は、改めて保護者の方から学校生活への希望を伺います。

◎入学後も特別支援学級、特別支援学校の見学や体験ができます。

特別支援学校入学者

小学校入学者

特別支援学校 入学

小学校 入学

## 就学までの流れ



就学支援シート※3等を基に作成された個別の教育支援計画の活用によるスムーズな連携

※3「就学支援シート」には、保護者の方の同意のもと、お子さんの好きなことや得意なこと、苦手なこと、幼稚園・保育所・認定こども園等での生活のこと等、入学後の学校生活をスムーズに過ごすための情報が記載されます。市町村によって「サポートシート」「サポートファイル」等とも呼ばれています。

※1「5歳児健診・相談会」… 就学を1年後に控えた年中の時期に、お子さんの発達や子育てに関する相談を行い、安心して就学が迎えられるよう、「5歳児健診」、「5歳児相談会」を実施する市町村が増えています。言葉や運動機能の発達に加え、対人関係、コミュニケーションなどの社会性の発達が著しい4～5歳での発達を確認し、早い時期から就学相談をはじめることができます。

※2「就学先の決定」… お子さんの入学する就学先の決定は、市町村教育委員会が行います。お子さんの状態や教育上必要な支援の内容、地域の学校における教育環境の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を総合的に判断し、お子さんに最もふさわしい学習の場を決定します。

小学校・中学校における

# 通級指導教室の 利用ガイド

～通級指導教室との連携について～



このガイドは、小学校や中学校が地域の通級指導教室と連携協力することにより、特別支援教育に係る校内支援体制を充実させるためにまとめたものです。

令和6年3月

秋田県教育委員会

# 通級指導教室について

通級による指導は、小学校や中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、特別の指導の場（通級指導教室）において、障害に応じた特別の指導を行うものです。

## 指導の対象

- 対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。
- 秋田県における小・中学校の通級指導教室は、「言語障害」と「LD・ADHD」を主な対象としています。

## 教育の形態

- 各教科等の指導を通常の学級で行いながら、児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行います。  
[自校通級] 在籍校に通級指導教室が設置され、校内で通級すること  
[他校通級] 他の学校へ通級すること

## 指導の内容

- 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とし、自立活動及び教科の内容を補充するための指導を行います。



**自立活動** 障害による学習上または生活上の困難を改善・克服することを目的としています。

**教科の内容の補充** 特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。ただし、単なる学習上の遅れを取り戻すための指導は、通級による指導の趣旨に沿った指導と言えないことに十分留意する必要があります。

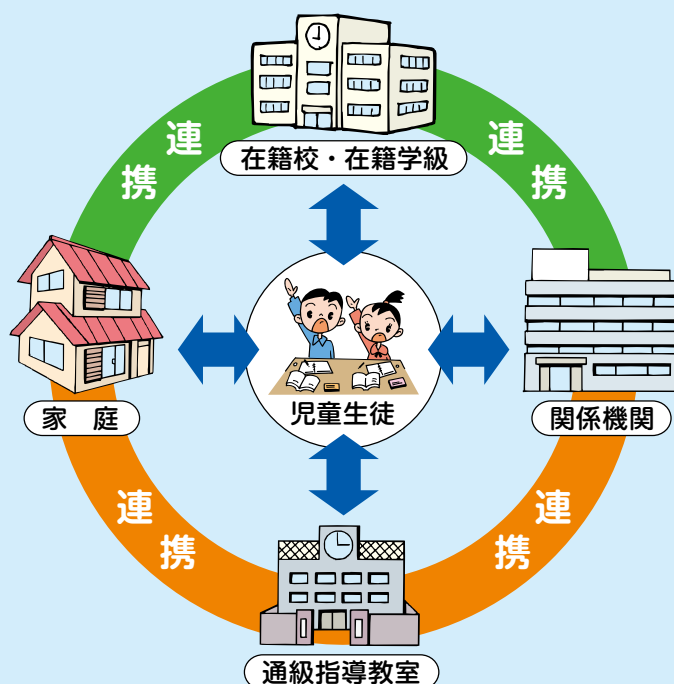
[授業時数] ・言語障害 年間35単位時間から280単位時間まで  
・LD・ADHD 年間10単位時間から280単位時間まで

※「小学校学習指導要領解説総則編」及び「中学校学習指導要領解説総則編」より

# 通級指導教室の役割「連携による教育」

効果的な指導を行うためには、通級指導教室と、在籍校・在籍学級、家庭、関係機関との連携協力が必要です。

- 対象となる児童生徒の十分な学びと成長を支えるためには、通級指導教室の担当者だけでなく、在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーター、家庭、関係機関等との連携協力の下、効果的な指導を行う必要があります。
- 学習指導要領総則においても「通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」と示されています。
- 通級による指導は「連携による教育」と言えます。



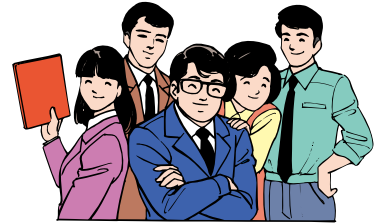
# 1 在籍校・在籍学級との連携

『通級による指導』の成果が、『通常の学級における指導』においても生かされるように連携に努め、指導の充実を図ります。そのためには、それぞれの担当教師同士が、児童生徒の様子について定期的に情報交換を行います。例えば、次のような連携の工夫があります。

## 1. 個別の指導計画の作成

○通級指導教室では、「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて指導しています。在籍校・在籍学級では、通級指導教室での指導を参考にしながら「個別の指導計画」を作成します。そのためには、次のことが重要です。

- ①在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、通級指導教室の担当者と密接な連携をとりましょう。
- ②お互いが児童生徒の指導内容等について共通理解しましょう。
- ③校内支援体制等を考慮に入れ、通級指導教室と一貫した指導が継続できる指導計画を作成しましょう。

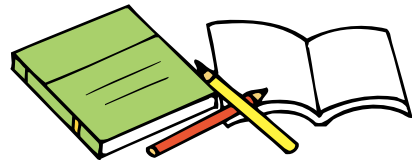


## 2. 連絡帳や記録ノート等の活用

○連絡帳や記録ノート、電話連絡等で情報を共有し、共通理解に努めることが大切です。

- ・在籍校から・・・学級での様子や成長など
- ・通級指導教室から・・・通級による指導の目標や内容、方法及び経過を含む児童生徒の様子など

○在籍校では、児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録に、通級による指導の内容や結果等を記入します。



## 3. ケース会議の開催

○通級指導教室の担当者と児童生徒の在籍学級の関係者によるケース会議や在籍学級担任者会、通級に関する研修会等を開催します。児童生徒の理解や、指導の共通理解に有効です。



## 4. 通級指導教室の担当者への相談

○通級指導教室の担当者から、障害の理解や対応等についてアドバイスを受けることができます。また、学校生活や学習につまずく児童生徒の原因を解明し、その手立てを共に考えます。

## 5. 在籍校訪問（他校通級の場合）

○特別の指導の場が他校である場合には、在籍校と通級指導教室が、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

○学校間の了解の上で、通級指導教室の担当者が、対象児童生徒の日々の学習や生活の様子を把握するために、児童生徒の在籍校を訪問します。通級指導教室の担当者は、在籍学級での具体的な指導の方法を考え、通常学級の担任へ伝えることができます。

### ※巡回による指導

通級による指導の一形態として、通級指導教室の担当者が、自校以外の学校において通級による指導を行うことができます。その場合は、各教育委員会において、通級による指導を行う学校における身分の扱いを明確にする必要があります。

## 2 家庭との連携

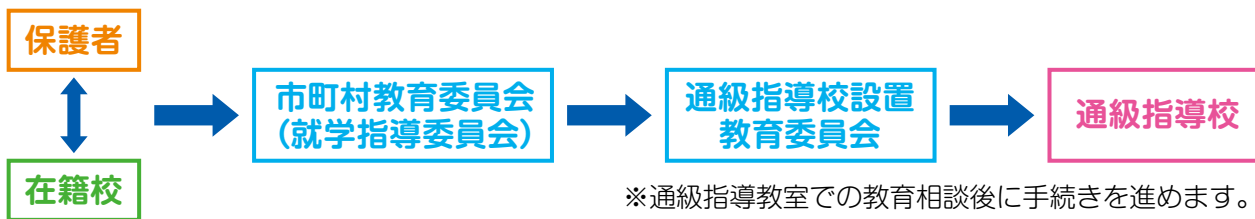
- 通級指導教室では、保護者との面談や連絡ノートの活用、電話による相談など、保護者に対する支援体制を整えています。
- ・児童生徒が安心した家庭生活及び学校生活を送れるよう、保護者に適切な助言を行い支援していくことは、通級指導教室の大きな役割です。通級指導教室での指導を定着させ、日常生活への適応をより促進するためには、日頃から家庭との連絡を密にして、児童生徒の状態の把握や適切な支援の方法などについて共通理解を図ることが重要です。



## 3 関係機関との連携

- 関係機関から対象児童生徒に関わる情報を入手し、生かしていくことが必要です。情報の授受に際しては、本人及び保護者の了承を得なければなりません。
- ・児童生徒が、医療機関や相談機関等を利用中、あるいは利用経験がある場合には、それらの関係機関との連携が大切です。

## 通級による指導の手続き



※通級指導教室での教育相談後に手続きを進めます。

★参考「通級による指導の手引」(秋田県教育委員会)

## 通級指導教室一覧

【小学校】

※1 ※2

市町村	設置校名	言	学
鹿角市	花輪小学校	○	
大館市	桂城小学校	○	○
	扇田小学校		○
北秋田市	鷹巣小学校	○	○
能代市	湊城南小学校	○	○
	第四小学校		○
三種町	湖北小学校		○
男鹿市	船川第一小学校		○
潟上市	出戸小学校		○
五城目町	五城目小学校		○
秋田市	中通小学校	○	○
	旭南小学校	○	
	土崎小学校	○	○
	桜小学校		○
	日新小学校		○

市町村	設置校名	言	学
由利本荘市	鶴舞小学校		○
	矢島小学校		○
にかほ市	象潟小学校		○
大仙市	大曲小学校		○
	花館小学校	○	○
仙北市	角館小学校	○	○
	生保内小学校	○	
美郷町	六郷小学校		○
横手市	朝倉小学校	○	○
	十文字小学校		○
湯沢市	湯沢西小学校	○	○
羽後町	西馬音内小学校		○

※1 言…主に言語障害を対象とする通級指導教室

※2 学…主にLDやADHDを対象とする通級指導教室

【中学校】

市町村	設置校名	学
鹿角市	花輪中学校	○
大館市	第一中学校	○
北秋田市	鷹巣中学校	○
能代市	能代第二中学校	○
秋田市	秋田市教育研究所(山王中学校)	○
由利本荘市	本荘北中学校	○
にかほ市	仁賀保中学校	○
大仙市	大曲中学校	○
仙北市	角館中学校	○
横手市	横手北中学校	○
湯沢市	湯沢南中学校	○

お問い合わせ

秋田県教育庁 義務教育課指導チーム 018-860-5147  
特別支援教育課指導チーム 018-860-5135

# 病気の子どもへの 支援ガイド

## Part 2

### ～実践紹介～

病気の子どもたちへの適切な教育支援に向けた  
合理的配慮の実践例を紹介します。



平成31年3月

秋田県教育委員会

# 《合理的配慮の提供による実践例》

病弱・身体虚弱の子どもたちへの教育は、入院等により学びの場が変わることも多く、病状や教育的ニーズ等に応じた学びの連続性の保障が求められます。

そのためには、学校の設置者・学校と本人・保護者により合意形成を図りながら、合理的配慮の検討を行う必要があります。合理的配慮の内容は「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3つの観点から検討され、個別の支援計画に記載することが望ましいとされています。

## 教育内容・方法に関する配慮

- ・ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ・ 学習内容の変更・調整
- ・ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ・ 学習機会や体験の確保
- ・ 心理面・健康面の配慮

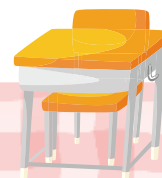


## 支援体制に関する配慮

- ・ 専門性のある指導体制の整備
- ・ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ・ 災害時の支援体制の整備

## 施設・設備に関する配慮

- ・ 校内環境のバリアフリー化
- ・ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ・ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



## 教育内容・方法に関する配慮

### 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

#### 実践例

#### 自立活動【小学校特別支援学級】

難治性の疾患がある児童の実態から、学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために、自立活動の「健康の保持」と「人間関係の形成」に関する内容を中心に取上げた取組です。

<題材名> 「世界でたったひとつの“わたし手帳”をつくろう」

<目標> (1) 病気の状態を理解して、生活の中での自己管理能力を高める。  
(2) 同じ病気を抱える人たちとの交流を通して、病気と向き合いながら主体的に生活しようとする気持ちを高める。

<指導計画> (10時間) ※以下の( )は時数

- ① 「わたし手帳」を作る計画を立てる。(2)
- ② 病気について調べ、「わたし手帳」に記入する。(4)
- ③ 「疾病当事者の会」代表〇〇さんへのインタビュー内容を考える。(1)
- ④ 〇〇さんへインタビューする。(1)
- ⑤ インタビューした内容を「わたし手帳」に書く。(1) 他



「わたし手帳」に記載した内容

- ・ 病名
- ・ 病状
- ・ 薬の種類と服薬
- ・ 校外学習での注意
- ・ 処理や食事、入浴時の留意事項
- ・ 学校生活における留意事項
- ・ 〇〇さんへのインタビューで得た情報 等

<成果> 自尊感情や自己肯定感、自己管理能力の高まり

### 学習内容の変更・調整

#### 実践例

#### 体育科【小学校特別支援学級・中学校特別支援学級】

運動の実施に当たっては、学校生活管理指導票の指示内容や、主治医との相談に基づき、活動量や時間、内容を調整することが大切になります。

- ・ 運動の機会確保のため教室内にミニトランポリンを設置
- ・ 週3時間のうち1時間のみ体育科を実施。自立活動で身体づくりの活動を設定

## 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

### 実践例

### 特別活動【特別支援学校（入院による小学校からの転学）】

入院治療を必要とする児童生徒にとって、在籍校とのつながりは心の支えや励みとなる上、スムーズな登校再開（復学）に向けても大きな意義があります。本実践は、教育委員会や大学と連携しながら通信環境を整え、特別支援学校（病院内）と小学校間で**遠隔教育**により居住地校交流を行った取組です。

<方 法> アプリケーションソフトSkype（スカイプ）を利用した学習活動等の中継

<内 容> 全校集会や学習発表会、授業等の映像配信、休み時間等の会話

<配慮点> よりよい交流の実現に向けて

- ・活動場面や在籍校児童の様子を想定し、事前に保護者と活動内容に関する意向を確認
- ・機器設置や調整、必要機材の提供等に教育委員会や大学等が協力
- ・特別支援学校教員が小学校に事前に出向き、児童の病状や心情に応じて参加の仕方や活動時間を調整



#### ～遠隔教育について～

遠隔教育は、病気療養などのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対してICTを効果的に活用し、自宅や病院等において行う教育であり、学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たします。小・中学校等及び高等学校、特別支援学校で行われる同時双方向型の遠隔授業は、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価や単位認定等に反映できることとなります。



## 学習機会や体験の確保

### 実践例

### 理科（病院内での指導）【特別支援学校（入院による小学校からの転学）】

病院内では動植物の持ち込みや火気の使用ができないため、観察や実験の実施が難しい学習内容もあります。しかし、医師と相談の上、体調や衛生面に配慮することで実施可能な活動には取り組むことができます。

- ・エタノールや湯で処理した植物の葉を実験時に使用
- ・インターネットのデジタル教材を活用し、実験の様子を確認
- ・同学年の児童や教師が行った実験をビデオで撮影し、実験の様子を確認



## 心理面・健康面の配慮

### 実践例

### 特別活動、自立活動【中学校(特別支援学校のセンター的機能の活用)】

病気の種類や状態によっては、登校や集団学習への不安が大きい児童生徒もいます。本実践は、特別支援学校教員が教育相談に当たりながら中学校への登校再開に向け、医療と教育の連携により意欲喚起をした取組です。

- <入院中の支援(特別支援学校)>
  - ・病状や入院中の様子の聞き取り
  - ・病院での面会による現状の聞き取り
  - ・興味・関心の高い活動(美術的活動)の提供と活動を通じた心情の聞き取り
- <退院後の支援(特別支援学校)>
  - ・学校訪問による授業参観や担任との情報交換
- <登校時の支援(中学校)>
  - ・本人の興味を生かした活動の提供(学級目標掲示用デザイン画制作等)、気持ちに寄り添った指導

#### <生徒の変容>

- ・入院中の活動支援により、前向きな気持ちが向上
- ・自ら登校を再開し、個別的な学習だけではなく、集団学習や学校行事にも参加
- ・担任や学校の細やかな配慮と指導により、自分に適した進学先を選択、決定

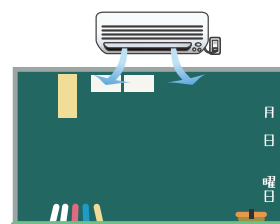
## 支援体制に関する配慮

## 施設・設備に関する配慮

### 実践例

### 病状に応じた学習環境の整備【小学校・中学校・高等学校】

- ・校内職員や該当学年・学級及び全校児童生徒の家庭へ周知を図るための文書等を配付
- ・適切な教育支援に向けて関係者による支援会議を開催
- ・体力面等への負担を考慮し、該当学年の教室を1階または移動しやすい階へ配置
- ・体調の変化へ対応するため、保健室の近隣に病弱・身体虚弱特別支援学級を配置
- ・体温調節や健康の保持に配慮し、教室にエアコンを設置



# 具体的な手続きの流れ



## 関係機関

### ○市町村教育委員会

- ・ 病弱・身体虚弱特別支援学級の入級手続や、他市町村の小・中学校等への転校、特別支援学校への転校について相談できます。

### ○教育事務所・出張所、総合教育センター

- ・ 教育事務所・出張所では、学校や担当者への研修支援やケース相談ができます。総合教育センターでは、本人・保護者・担任への教育相談を行っています。

機関名	所在地	電話番号
北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1217
同 鹿角出張所	鹿角市花輪字六月田1	0186-23-3302
同 山本出張所	能代市御指南町1-10	0185-52-3369
中央教育事務所	秋田市山王四丁目1-2	018-860-3244
同 由利出張所	由利本荘市水林366	0184-22-3673
南教育事務所	横手市四日町3-23	0182-32-1101
同 仙北出張所	大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3477
同 雄勝出張所	湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-1106
総合教育センター	潟上市天王字追分西29-76	018-873-7215

### ○特別支援学校

- ・ 教育相談、研修支援、病院内での通級による指導を受けることができます。

学校名	所在地	電話番号
秋田県立秋田きらり支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1番1号	018-889-8573
秋田県立ゆり支援学校	由利本荘市水林456-3	0184-27-2630

#### 引用・参考文献

- ・ 「病気の子どもへの支援ガイド」（平成28年3月 秋田県教育委員会）
- ・ 秋田大学教育文化学部教育学研究科病弱教育アーカイブ

<お問い合わせ> 秋田県教育庁 義務教育課指導班 018-860-5148  
 高校教育課指導班 018-860-5165  
 特別支援教育課指導班 018-860-5135

# 通常の学級実践研修 実施要項

## 1 趣 旨

6月以降も随時受け付けます！

小・中・義務教育学校の通常の学級に、特別支援教育担当指導主事が訪問し、担任（教科等の担任を含む）による提示授業に基づく協議等を実施することにより、ユニバーサルデザインの視点による全ての児童生徒に対する分かりやすい授業づくりや障害のある児童生徒に対する指導・支援などに係る実践的指導力の向上を図る。なお、特別支援教育支援員配置校においては、特別支援教育支援員との連携等による指導・支援の充実を図る。

## 2 対象校・対象者及び実施回数

対 象 校 ・ 対 象 者	回 数
○研修を希望する小・中・義務教育学校 ・通常の学級の担任（教科等の担任を含む） ※特別支援教育支援員配置校においては、当該授業を担当する特別支援教育支援員	1校につき 年1～2回

## 3 内 容

### (1) 授業提示

- ・1回につき1授業の提示とする。
- ・学習指導案（略案可）に基づく提示とする。

### (2) 協議

参加者：学級担任、教科担当教員、管理職、特別支援教育コーディネーター  
関係教職員（教務主任、研究主任、学年主任等 ※特別支援教育支援員）

訪問者：特別支援教育担当指導主事

○協議内容例（6～7ページの各実践研修の内容例参照）

- ・ユニバーサルデザインの視点による分かりやすい授業づくり
- ・各教科等における個々の学習上の困難さの理解と指導の工夫
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した授業づくり
- ・学級担任と特別支援教育支援員の連携の工夫

全ての児童生徒への  
分かりやすい授業づくりのために  
学年部や学校全体での  
学びの機会をつくりませんか？



## 4 実施上の留意事項

- (1) 実施日は、令和8年6月2日（火）以降に設定すること。
- (2) 実施計画書（様式2-1）、学習指導案（略案可）及び特別支援教育の年間計画を同封し、訪問する指導主事の所属長宛て送付すること。なお、サポート対象児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している場合は同じく同封すること。
- (3) 日程及び内容の設定に当たっては、研修の目的が達成できるよう、6～7ページの各実践研修の内容例を参照し、十分に工夫するとともに参加者を検討すること。
- (4) 特別支援教育支援員配置校においては、複数の特別支援教育支援員が配置されている学校であっても、1回の訪問での授業提示は1つとする。

## 5 申込みから研修実施までの手続き

8～9ページの申込要領参照（様式1-1、様式2-1）

全国教員研修プラットフォーム Plant での申込みも別途行ってください。[研修コード C04-001]

※年度当初の申込みは、市町村教育委員会が指定する期日で締め切るものの、6月以降も必要に応じて随時申込みを受け付ける。その際は、市町村教育委員会に連絡し、市町村教育委員会教育長宛てに＜様式1-1＞を送付することとする。

※秋田県教職キャリア指標との関連（例）

◇特別な支援を必要とする児童生徒の各教科・科目等において生じる学習上の困難さに応じた授業実践と改善【第2ステージ・教科等指導力】

◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別の教育支援計画（合理的配慮を含む）及び個別の指導計画の作成・活用と改善【第2ステージ・本県の教育課題への対応】

# 小・中学校等特別支援チームによる相談・支援

## 1 趣 旨

小・中・義務教育学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の指導・支援の充実に向けて、校内支援体制の機能向上を図ることを目的に、教育、医療、福祉関係者がチームを組みサポートします。

小・中学校等特別支援チームは県内3地区に事務局を設置（県内3教育事務所単位）

○主な構成メンバー

〈相談支援員〉

教育関係者（特別支援学校教員、特別支援教育アドバイザー、教育事務所・出張所指導主事）

〈相談支援アドバイザー〉

学識経験者（大学教授等）、医療関係者（医師・臨床心理士）、福祉関係者（児童心理司） 等

※相談のニーズに応じてチームを編制する。

※学校への訪問等による相談・支援は相談支援員が実施する。

## 2 対 象

小学校、中学校、義務教育学校



◇新たに追加しました◇

令和8年3月から②の内容を追加しました。特別支援学級を新設する小・中学校等において、就学や進学、進級前の段階から、学級運営の準備を進める上で必要な情報を提供します。

〈主な情報提供・支援の内容〉

- ・障害理解研修
- ・教室環境
- ・教育課程の編成
- ・個々に応じた指導・支援
- ・教材・教具
- ・障害理解授業
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

## 3 相談・支援の内容

- ①校内支援体制づくりに係る情報提供
- ②新設特別支援学級に係る情報提供（新規）
- ③校内委員会の運営（ケース会議の実施 等）に係る助言
- ④対象児童生徒の実態把握に係る助言
- ⑤対象児童生徒の指導・支援方針の検討に係る助言
- ⑥対象児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、評価に係る助言
- ⑦対象児童生徒の相談・支援に係る教職員研修の支援（校内研修会の実施 等）

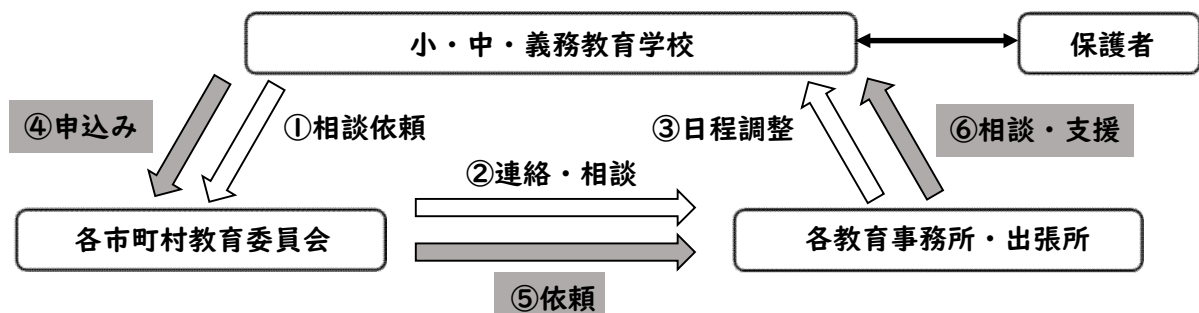
※①は主に新任の特別支援教育コーディネーターが、校内支援体制づくりを進める上で必要な情報を提供します。（特別支援教育に係る年間計画の立案、校内委員会の企画等）

※各校の依頼に応じて1校につき年5回まで支援を行います。

## 4 申込み

○児童生徒の相談で活用する場合は、保護者と共通理解を図りながら進めてください。

○下の図を参考に申し込んでください。

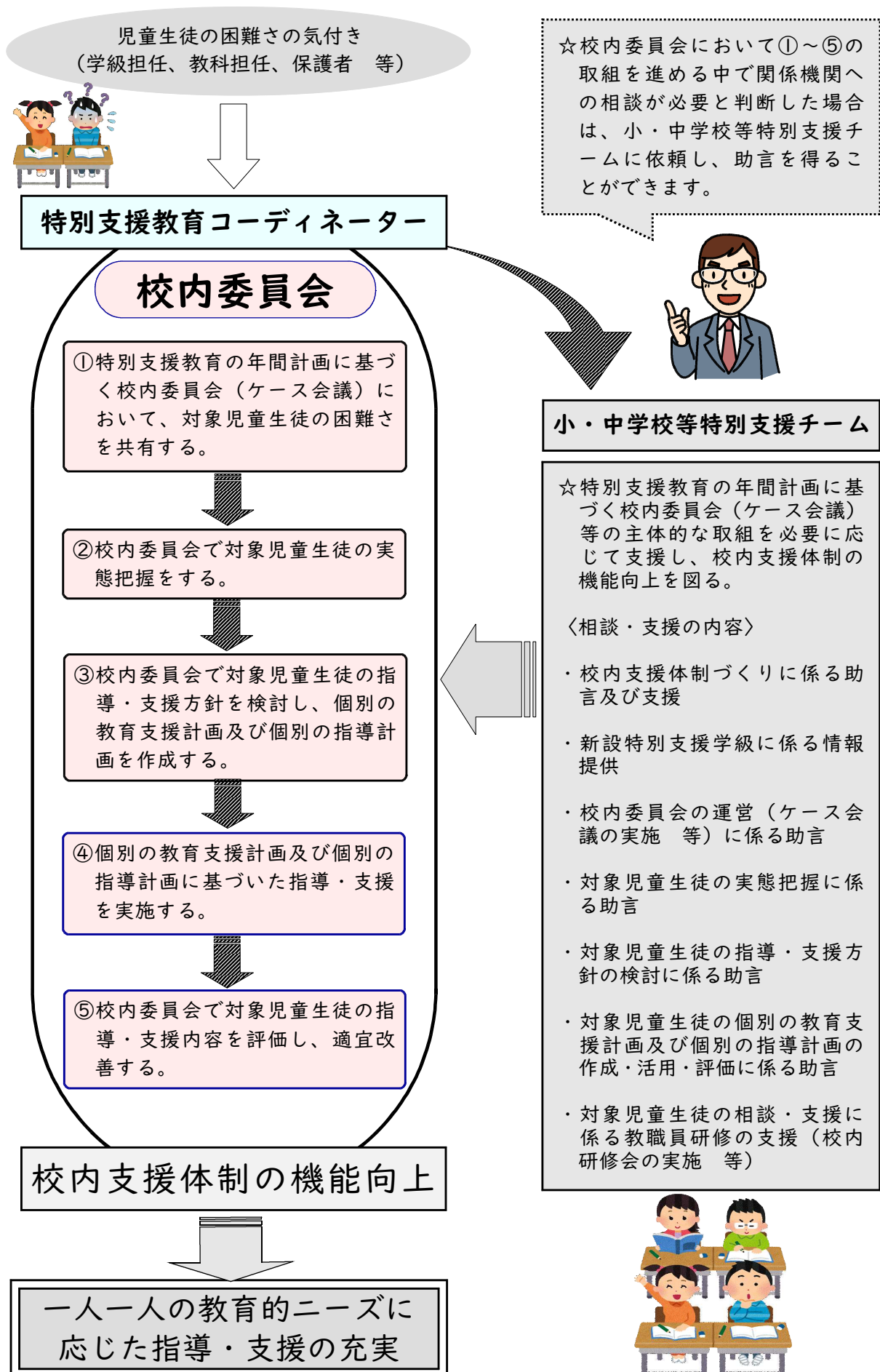


※地域によって手続きが異なります。詳しくは各教育事務所・出張所にお問い合わせください。

（21ページの研修・相談を担当する関係教育機関一覧参照）

# 校内支援体制の機能向上を図る相談の活用の実例

(例) 小・中学校等特別支援チームを活用した場合



# 高等学校特別支援チームによる相談・支援

## 1 趣 旨

高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援の充実に向け、校内支援体制の機能向上を図ることを目的に、教育、医療、福祉、労働関係者がチームを組みサポートします。

高等学校特別支援チームは県内3地区の特別支援学校に事務局を設置  
(県北：比内支援学校、県央：栗田支援学校、県南：横手支援学校)

### ○主な構成メンバー

- ・教育専門監（特別支援教育担当）
- ・特別支援学校教職員（地域支援担当教員、進路指導担当教員 等）
- ・発達障害者支援センター職員
- ・障害者就業・生活支援センター職員
- ・ハローワーク（公共職業安定所）職員
- ・秋田障害者職業センター職員

※相談のニーズに応じてチームを編制する。

## 2 対 象

高等学校

就職や進学に関する相談も  
受け付けています！

## 3 相談・支援の内容

- ・校内委員会の運営（ケース会議の実施 等）に係る助言
- ・対象生徒の実態把握に係る助言
- ・対象生徒の指導・支援方針の検討に係る助言
- ・対象生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、評価に係る助言
- ・対象生徒の進路指導に関する支援
- ・対象生徒の相談・支援に係る教職員研修の支援（校内研修会の実施 等）

※特別支援教育の年間計画に基づき、複数回にわたって相談・支援を活用することを基本とします。

※活用に当たっては、保護者と共通理解を図りながら進めてください。

※この他に、特別支援教育に関する研修会を各地区で開催しています。



## 4 申込み

○各地区の事務局校へ電話にて相談依頼の後、文書による派遣依頼が必要です。派遣依頼の様式は、事務局校のホームページを参照ください。

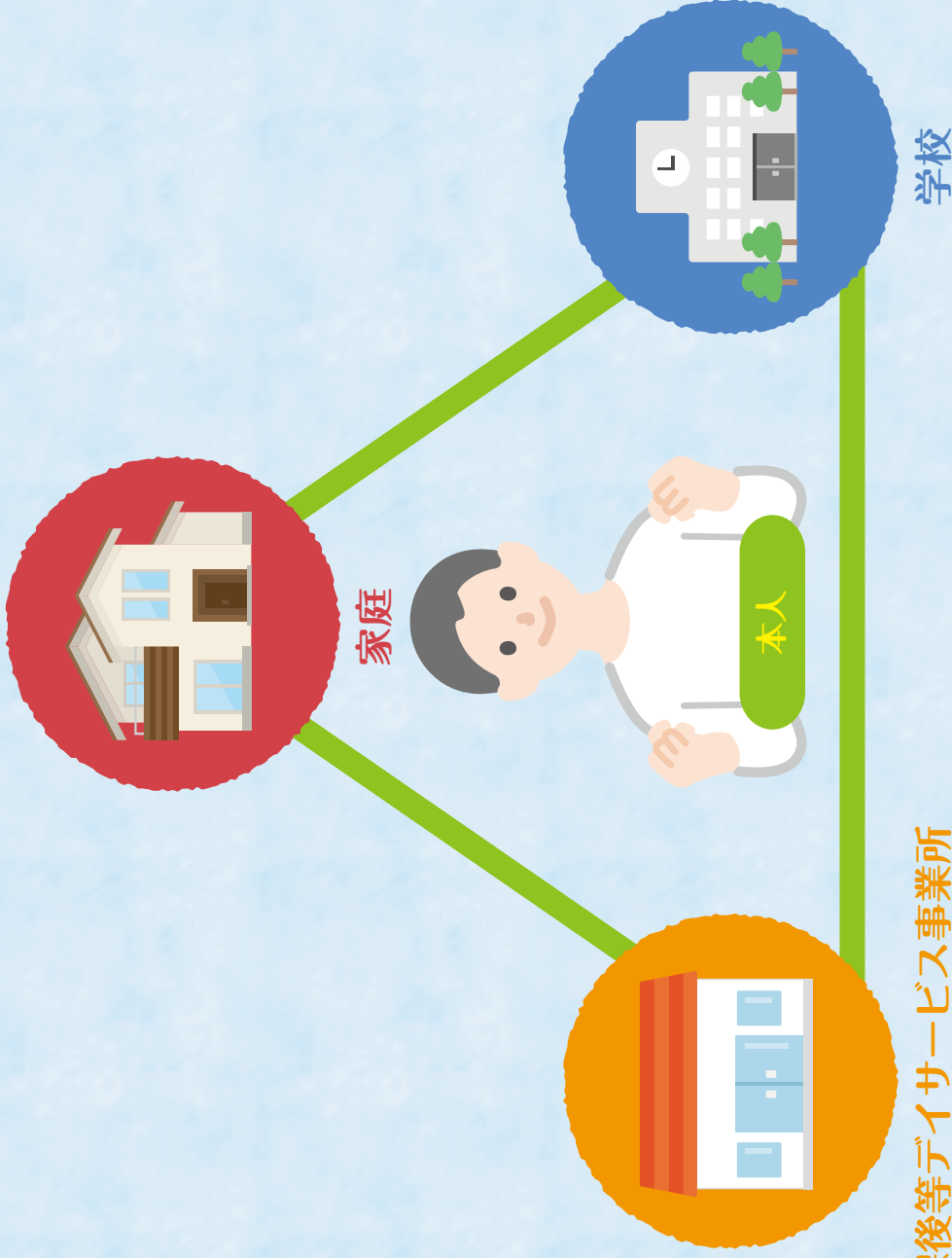
○事務局が依頼内容を確認し、訪問日程等を調整・決定します。

## 5 連絡先

地区	事務局校	電話番号	ホームページアドレス
県北	比内支援学校	0186-55-2131	<a href="http://www.hinai-s.akita-pref.ed.jp/">http://www.hinai-s.akita-pref.ed.jp/</a>
県央	栗田支援学校	018-828-1162	<a href="http://www.kurita-s.akita-pref.ed.jp/">http://www.kurita-s.akita-pref.ed.jp/</a>
県南	横手支援学校	0182-33-4167 (高等部)	<a href="http://www.yokote-s.akita-pref.ed.jp/">http://www.yokote-s.akita-pref.ed.jp/</a>

# 学校と放課後等デイサービス事業所の 連携促進のためのガイド

～障害のある子どもやその保護者への切れ目ない支援に向けて～



## 放課後等デイサービス事業所

障害のある子どもの放課後は、平成24年の「放課後等デイサービス」の制度化により大きく変わりました。本県でも年々利用者が増え、放課後等デイサービス事業所が、障害のある子どもの生活の場の一つとして位置付いており、学校と事業所の連携の重要性が高まっています。

このガイドは、障害のある子どもやその保護者への切れ目ない支援に向けて、教育と福祉の連携体制の構築を促進するために実施した、「令和3年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会」を基に作成しました。

令和4年3月

秋田県教育庁特別支援教育課・秋田県健康福祉部障害福祉課

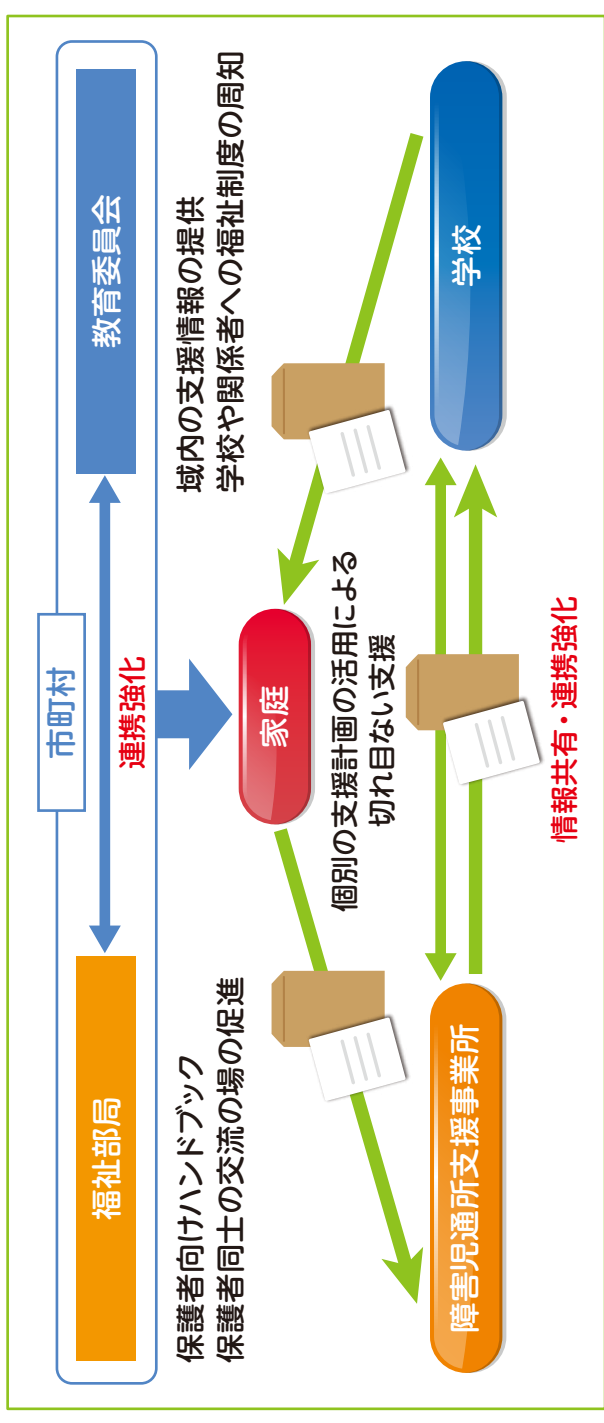


# 教育と福祉の連携は、どのように 位置付けられているのでしょうか？

～国による報告、指針等から～

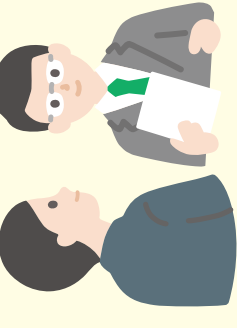
家庭、学校、放課後等デイサービス事業所は、場は異なりませんが、子どもの生活としては一つにつながっています。学校と放課後等デイサービス事業所がそれぞれの支援を切れ目なくつなぐことにより、障害のある子どもは安心して持てる力を発揮し、よりよい成長を遂げることができます。障害のある子どもの生活と成長を支える上で、教育と福祉の連携は重要であることから、国においても様々な施策を講じています。

## ◆「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」による具体的な取組例



参考：「家庭・教育・福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告 概要」平成30年3月  
家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム（文部科学省 厚生労働省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm)

## ◆「放課後等デイサービスガイドライン」による具体的な連携方法の概要



- 1 子どもに必要な支援を行う上での役割分担の明確化
- 2 年間計画や行事予定等の情報交換、共有
- 3 送迎対応の事前調整（送迎リストや身分証明書提出のルールづくり）
- 4 緊急連絡体制や対応マニュアル等の事前調整（下校時のトラブル、病気・事故の際の対応）
- 5 個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の共有
- 6 連絡ノート等を活用した情報共有（医療的ケアの情報や、気になった場合の情報等）

参考：「放課後等デイサービスガイドライン」平成27年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（協力依頼：事務連絡）  
平成27年4月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課

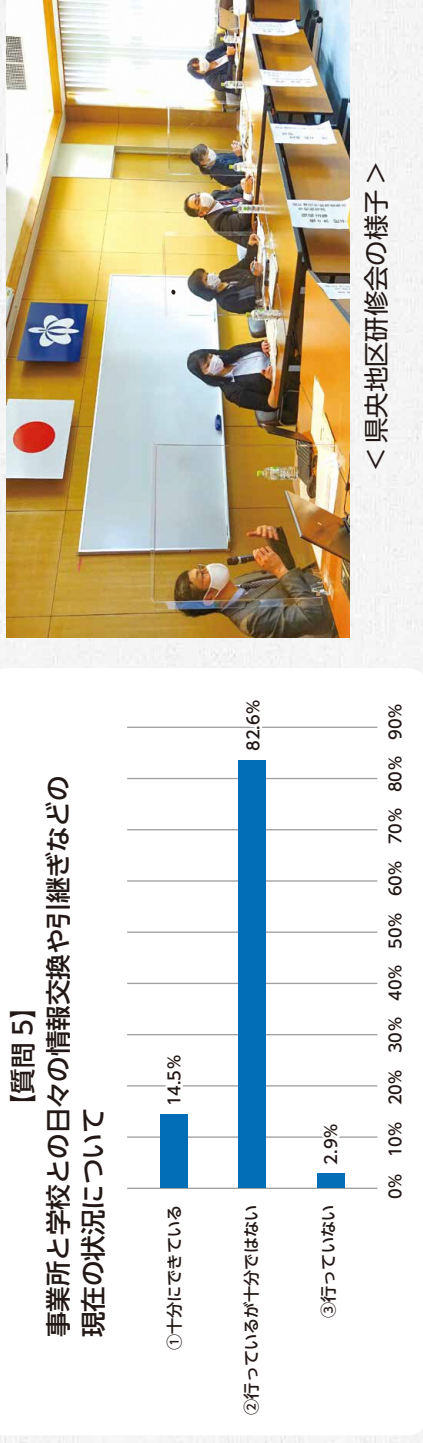
# 秋田県の連携の現状は？ 連携促進に向けて必要なことは？

～「令和3年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会※」から～

※本研修会においては、研修の対象となる学校を小・中学校等として実施しました。

## ◆「放課後等デイサービス事業所対象の調査」（令和2年8月実施）結果報告より

調査では、事業所と学校との連携の必要性について、「どちらかというが必要」「必要」と回答している。一方、連携の現在の状況については、約8割が「行っていないが十分ではない」と回答している。令和元年度実施の小・中学校対象の調査でも同様の傾向にある。



< 県央地区研修会の様子 >

## ◆パネルディスカッション「切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて」より

### ①コーディネーターの 秋田大学 鈴木 徹 准教授による現状分析とキーワードの提案

連携のために必要なこと	①それぞれの場を知る取組	②場と場をつなぐ取組
取組の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な面談を行っている</li> <li>特に行っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メモや電話で連絡している</li> <li>特に行っていない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式的なものになっている</li> <li>状況の確認にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>好事例が出にくい</li> <li>連携しているが十分でない</li> </ul>
課題		

連携のための取組を実際に行っているところは多いが、「好事例」に比べて、「好事例と言えない事例」が圧倒的に多いのが現状。そこで…

### 連携のための取組をより良いものにしていくためのキーワード

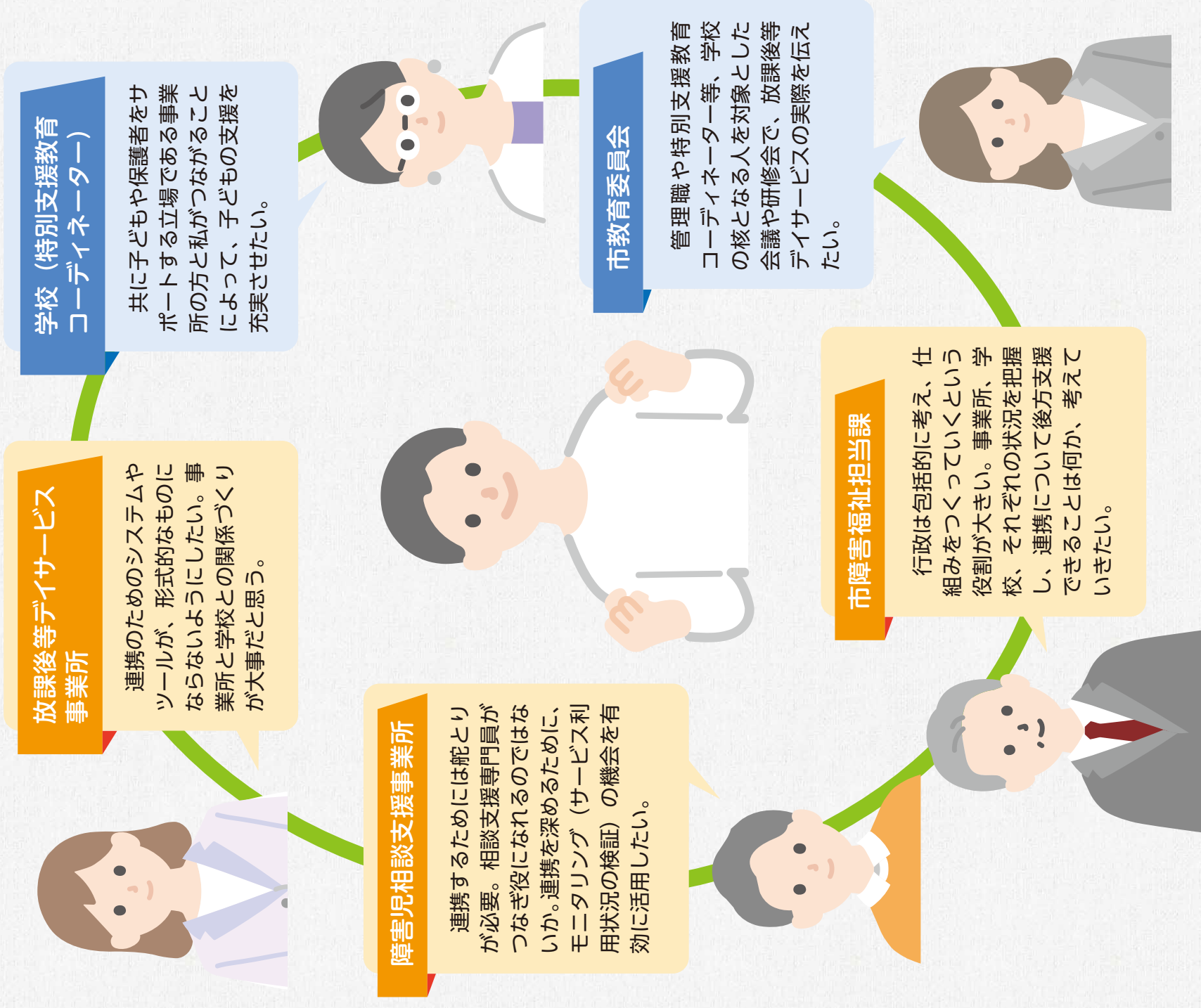
現場レベル

- ・チーム（家庭・教育・福祉）としての意識向上
- ・双方向性のある情報のやりとり（伝達から共有へ）

行政レベル

- ・現場レベルを下支えするような領域横断的な取組

## ②パネラーによるディスカッション～コーディネーターによるキーワードを踏まえて～



# 効果的な連携に向けて

～「令和3年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会」から～

## ③コーディネーターによるパネルディスカッションのまとめ

### 子どもの理解を深めるために

学校も事業所も、障害のある子どもの居場所。それぞれの場での様子をすることは、子どもの内面を探るヒントになる。チームとして、悩みを共有できる関係を築くことは、それぞれの指導・支援の発展にもつながる。

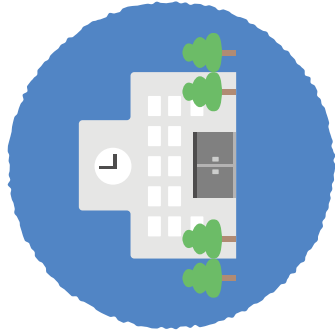
### 情報の共有に向けて

- 情報の「伝達」を「共有」に進めていくためには、
- ①子どもの成長という同じ目標を掲げていることの理解
  - ②お互いがどのような情報を知りたいのかを知ることが大切。

### お互いの計画を活用して

相互理解を深めるために、保護者の協力を得た上で、学校と事業所がお互いの計画を持ち寄り、どうう捉え方で子どもを見ているかについて、話し合うことができる。よい。

## ◆参加者アンケートから「効果的な連携のために、今後取り組んでいきたいこと」



- 学校
- ・放課後等デイサービス事業所の訪問・見学
  - ・個別の支援計画を活用した定期的な面談・会議の実施
  - ・放課後等デイサービスに関する校内への情報提供

- 市町村  
教育委員会
- ・学校の管理職等への放課後等デイサービスの役割等の周知
  - ・連携に関する状況把握

### 放課後等 デイサービス 事業所

- ・学校の訪問・見学
- ・個別の支援計画を活用した定期的な面談・会議の実施
- ・放課後等デイサービス事業所としての支援の向上

### 障害児 相談支援 事業所

- ・関係機関をつなぐ役割・取組の強化
- ・学校等に対する福祉サービスの周知

### 市町村 福祉担当課

- ・教育行政との連携強化
- ・関係機関をつなぐ仕組みづくり



## 障害のある子どもの学びの場とは

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」といった連続性のある多様な学びの場において指導・支援を行います。

## 【指導・支援や連携のキーパーソン、ツール】

### 特別支援教育コーディネーター

学校の教員の中から校長が指名し、全ての学校に配置されている。特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援のため、保護者や関係機関に対する学校の窓口、校内外の連絡調整の役割を担う。

### 個別の教育支援計画

家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画。合理的配慮が明記されている。

### 個別の指導計画

個別の教育支援計画等を踏まえ、各教科等の指導に当たっての具体的な指導目標や内容、方法を盛り込んだ計画。

## 放課後等デイサービス事業所とは

小・中学校等、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」を複数組み合わせ合わせた支援が基本です。

### 利用の 手続き

市町村福祉窓口への利用申請、相談支援事業所との利用に向けた相談、市町村による支給決定、相談支援事業所による「障害児支援利用計画」の作成等を経て、利用する放課後等デイサービス事業所との契約を結びます。

※利用手続きの詳細については、各市町村福祉窓口にご確認ください。

## 【支援や連携のキーパーソン、ツール】

### 障害児相談支援事業所（相談支援専門員）

障害児支援の利用に当たって、家庭に対する支援や事業所等との連絡調整等を行う。サービスの利用状況等を検証（モニタリング）し、計画の見直しや、事業所等との連絡調整等を行う。

### 障害児支援利用計画

※障害児相談支援事業所の相談支援専門員による作成

総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、子ども又は保護者の同意のもとに作成する計画。

### 放課後等デイサービス計画

※放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者による作成

個々の子どもについて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載した計画。

## 問合せ先

秋田県教育庁特別支援教育課 TEL:018-860-5135

秋田県健康福祉部障害福祉課 TEL:018-860-1332



病気療養中の児童生徒に対する

# ICTを活用した 遠隔教育ハンドブック



疾病による療養や障害のため、長期間にわたって学校を欠席せざるを得ない児童生徒に対しては、病院や自宅等から学びを継続できる手段を確保することが重要です。

近年、GIGAスクール構想によるデジタル学習基盤の整備に伴い、学校での1人1台端末活用をはじめとしたICTの活用が進んでおり、このような児童生徒に対する教育機会を確保するための手段も広がっているところです。

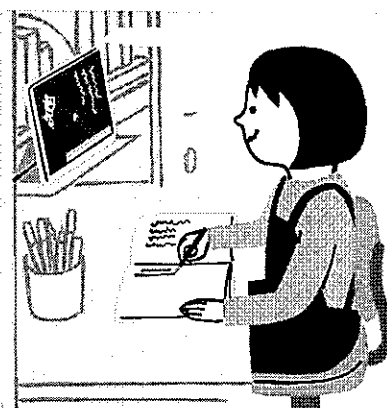
例えば、入院が必要になった場合、従来は、病院に併設する特別支援学校等へ転学したうえで教育が行われてきました。しかし、入院先の病院に併設する特別支援学校等がない場合や、様々な事情により転学が難しい場合は、在籍する学校を欠席することになり、その期間、十分に教育を受けられない状況も生じておりました。

これらの状況に対し、デジタル学習基盤の整備が進められたことや病気療養児に対する遠隔教育に関する制度改正が行われたことにより、現在では、在籍する学校はそのままに、入院先の病院や自宅から授業を受けることも可能となっています。

一方で、令和4年度の調査において、病気療養児に対する同時双方向型授業配信の実施率は24%に留まっている状況です。

本パンフレットは、病気療養児に対する遠隔教育の制度の概要や実施のプロセスについて具体的な自治体の事例も含めて分かりやすく紹介しております。これにより、全国の教育委員会や学校において、病気療養中の児童生徒に学びの機会を届ける取組が一層進むことを目的としています。より多くの児童生徒に学びの機会を届けるための一助となれば幸いです。

1. 病気療養児への遠隔教育 ……2
2. 病気療養児の取扱い規定 ……3
3. 遠隔教育を実施するための手段 ……5
4. 遠隔教育実施のプロセス
  - ①支援体制の構築 ……6
  - ②遠隔教育の準備 ……7
  - ③遠隔教育の実施 ……9
  - ④学習の評価 ……10
  - ⑤復学に向けた支援 ……11
5. 参考資料 ……12





# 病気療養児への遠隔教育

入院や在宅療養が必要な児童生徒たちにも、学びの機会を確保するために整備が進められている「遠隔教育」。遠隔教育が可能となった背景や、どのような児童生徒が対象となるのかを解説します。

## 疾病や障害によって長期間、学校を欠席する児童生徒

病気療養児とは、「疾病による療養のため、又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒」のことを指します。

例えば、小児がんなどの長期治療を要する疾病や、慢性疾患、手術後の回復期間を含む長期療養等が必要な児童生徒が該当します。

病気療養児は、病気の治療や体調の波によって登校が困難となることが多く、対面授業を前提とした教育体制では、学びの継続が難しい場面があります。そのため、文部科学省は、病気療養児に対する教育機会の保障の観点から、同時双方向型の遠隔教育や、オンデマンド型の授業配信も可能とする制度改正を行いました。これにより、体調に合わせた、より柔軟な学びの形が整えられています。

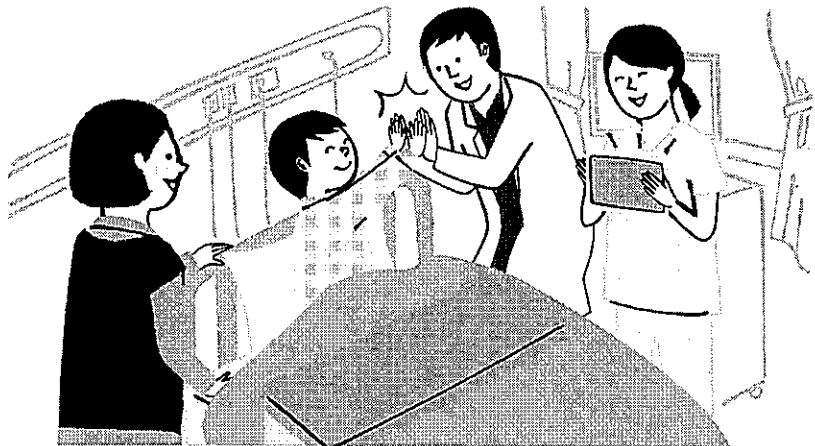
この制度の活用においては、在籍校や教育委員会等の判断が重要です。このような取扱いにおける病気療養

児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、学校、又はその管理機関が行うこととなっています。

また、遠隔教育の実施に当たっては、保護者や児童生徒本人、医療機関などと密接に連携しながら、治療スケジュールや生活状況を総合的に勘案する必要があります。例えば、同時

双方向の授業に毎日決まった時間で参加するのが難しいと判断された場合には、オンデマンド型授業配信が選ばれることもあります。

遠隔教育が実施できるのは小・中・高等学校、特別支援学校など、すべての学校種にわたっています。さらに、制度を活用するためには、在籍校の規定整備も必要です。具体的には、出席・単位認定・評価のルールを校内で明文化し、保護者や児童生徒に事前に説明することが求められます。



## ◆令和4年度に在籍した病気療養児数

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

出典：『令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果』（文部科学省）



# 病気療養児の取扱い規定

病気療養児への遠隔教育は、取扱いが規定されています。ここでは、その取扱いを分かりやすく整理してご紹介します。

## 小・中学校等、特別支援学校(小・中学部)

- ◆ 病院等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要領上の出席扱いとすることができること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる
- ◆ 原則として同時双方向型授業配信を実施すること。当該児童生徒の病状等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型授業配信を行うことが可能である
- ◆ 受信側の病室等に教員を配置することは必ずしも要しない
- ◆ 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える
- ◆ 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える
- ◆ 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要がある
- ◆ ICT等を活用した学習活動と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましい 等

① 4文科初第2565号「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」

[https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt\\_tokubetu02-100002908\\_2rr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002908_2rr.pdf)

①



## 高等学校等、特別支援学校(高等部)

- ◆ 全課程の修了の要件として習得すべき単位数を習得することができる(上限(36単位)を超える単位数修得等を認める)
- ◆ 対面により行う授業の時間数は、50分を1単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上(各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上)を確保しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定める
- ◆ 病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合には、各教科・科目等の単位数に関わらず、対面授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも例外的に認められる
- ◆ 同時双方向型の授業を原則すること。当該生徒の病状等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型の授業を行うことが可能である
- ◆ 受信側の病室等に教員を配置することは必ずしも要しない
- ◆ 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える
- ◆ 配信側の教員は、受信側の(病気療養児が在籍する)高等学校等の教師の身分を有する必要がある、学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要がある
- ◆ 教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等との積極的な連携を図ること等が望ましい 等

② 学校教育法施行規則第88条の3(特別支援学校の高等部については、第135条第5項で準用)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/322M40000080011>

③ 27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/10/16/1362954\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/10/16/1362954_02.pdf)

④ 元文科初第1114号「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について(通知)」

[https://www.mext.go.jp/content/1422988\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422988_1.pdf)

⑤ 2文科初第1818号「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について(通知)」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00016.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00016.html)

⑥ 4文科初第2563号「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について(通知)」

[https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt\\_tokubetu02-100002908\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt_tokubetu02-100002908_3.pdf)



## 病気療養児に対する同時双方向型の授業配信の実施状況(令和4年度)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618 (27%)	433 (17%)	447 (26%)	693 (26%)	2,191 (24%)

同時双方向型の授業配信の実施率は24%で、平成30年の前回調査(1.9%)より大幅に上昇しました。



# 遠隔教育を実施するための手段

病気療養児への遠隔教育は、在籍校・教育委員会と医療機関や保護者等との連携により実施されます。ここでは授業方法や環境整備について解説します。

## 遠隔教育の原則は「同時双方向型」

病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育は、原則「同時双方向型」で実施されます。授業時間にリアルタイムで教職員やクラスメートとつながり、対話しながら学ぶ方法で、学級との一体感を得られるのが特長です。

この方法には、タブレット端末やノートパソコン、安定したインターネット環境が必要で、学校や教育委員会からモバイルWi-Fiルータ等が貸与されることもあります。

同時双方向型の実施が難しい場合は……

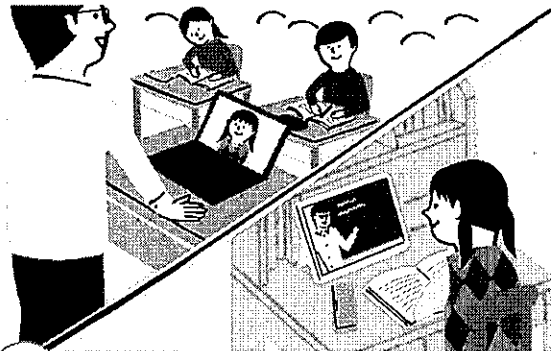
遠隔教育は原則、「同時双方向型」

ではありますが、一方で、児童生徒の病状や治療スケジュールにより同時接続が難しい場合には、例外的に「オンデマンド型」が選択されます。

実施手段は授業を録画し配信することや、個別に作成されたオンデマンド型専用教材を使用することが考えられます。

## 授業の方法

### 同時双方向型



**解説** 教職員やクラスメートとリアルタイムでやりとりしながら受ける授業です。家庭や病院からの参加でも、学級と一体感を保ちながら学ぶことができます。

### オンデマンド型

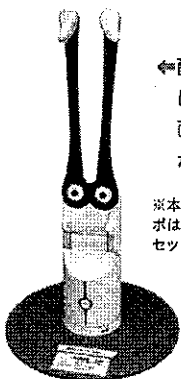


**解説** 録画された授業動画を、児童生徒の体調や生活リズムに合わせて視聴できるスタイルです。体調が不安定な場合でも学びを継続できます。

## 遠隔教育に使う機材の一例

遠隔教育の現場ではどんな機材が使われているか、一例を見てみましょう。写真提供/岐阜県教育委員会

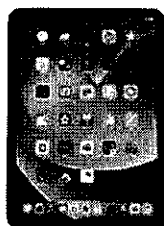
### テレプレゼンスロボ



←配信側の教室に配置し、対面に近い交流が可能。

※本テレプレゼンスロボはタブレット端末をセットし配置する

### タブレット端末



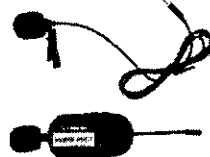
⇨授業配信や教材のやり取りに活用

### ウェアラブルカメラ

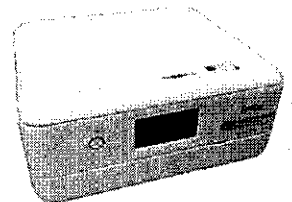


⇨配信側の教職員が着用し、クリアな音声や手元の映像やを届ける

### ピンマイク



### カラープリンター



⇨受信側で教材の印刷等に活用



# 遠隔教育実施のプロセス

遠隔教育の実施には、学校と教育委員会が連携し、計画的に準備を進めることが重要です。ここではその基本的なプロセスを分かりやすく紹介します。

## 1. 支援体制の構築

病気は予期せず発症することがあります。子どもたちの学びを止めないためにも、関係者が日頃から備えておきたい遠隔教育の支援体制を見ていきましょう。

### 教育委員会が遠隔教育で事前に行うことの一例

#### ◆ 共通理解の醸成（理解啓発・普及啓発）

児童生徒が、遠隔教育による学習のサポートを必要としたときに、速やかに対応するためには、学校や教育委員会、医療機関の関係者、保護者に制度についてしっかり伝えておく必要があります。例えば病気療養児の遠隔教育に関するリーフレットや資料など作り、それを通じて、校長、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターなど、遠隔教育の実施に関わる関係者へ丁寧に説明を行っていきます。

#### ◆ 教育委員会内、教育委員会同士の連携体制の構築

教育委員会の中でしっかりと連携を図ることが大切で、特別支援教育を担当する課や義務教育担当課、高等学校担当課、私立学校担当課、医療部局などが力を合わせ、支援体制を整えていく必要があります。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会ともスムーズに連携できるよう、あらかじめ体制を整えておきましょう。

#### ◆ 病気療養児の実態把握

教育委員会としては、病気療養児の状況をきちんと把握しておくことが大切です。そのために、各学校に在籍している病気療養児の人数や遠隔教育の実施状況、地域にある医療機関などについて実態調査を行います。そうして現状をしっかりと確認したうえで、どのような支援がどの程度必要かを検討していきます。

#### ◆ ICTを活用した遠隔教育に関する相談窓口の明示

義務教育段階と高等学校段階では、病気療養児の遠隔教育に関する相談窓口が自治体の中でそれぞれ異なる場合があります。「分かりにくい」という保護者の声もあります。そのため、学校や保護者、医療機関などに向けて、ICTを活用した遠隔教育について相談できる行政の窓口や、病弱特別支援学校について各教育委員会があらかじめ分かりやすく示しておくことが大切です。

### 学校が遠隔教育で事前に行うことの一例

#### ◆ 校内体制の構築

学校では、まず遠隔教育をどのように進めていくか、具体的な実施方法を検討します。そのうえで、担任の先生だけに負担が偏らないよう、ICTや情報関係の業務を担当する教職員と協力するなど、校内での役割分担を明確にします。また、管理職が中心となり、教育委員会や医療機関との連絡調整の窓口となる教職員をはっきり示しておきましょう。

#### ◆ 出席扱い・単位認定、学習評価の校内規定の検討

出席の扱いや単位の認定、学習評価の方法などについて、校内でしっかり検討できる体制を整えておき、校内規定として分かりやすく整理しておきましょう。同時に校内規定で定めた学習評価の方法については、あらかじめ児童生徒や保護者に丁寧に説明しておくことも重要です。

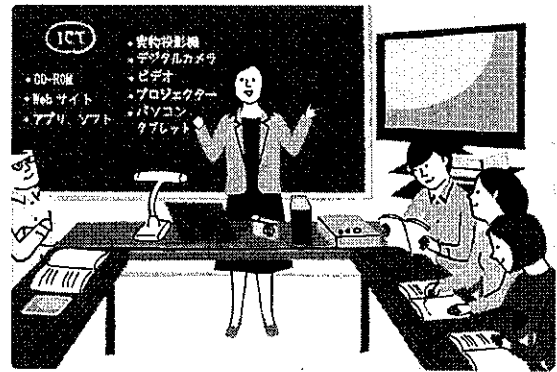
学校が遠隔教育で事前に行うことの一例

◆教職員の醸成と研修

校内に遠隔教育の実施経験がある教職員がいる場合は、その教職員を中心に、ほかの教職員への理解を広げていきます。また、担当する教職員に対しては、ICT機器の操作方法などに関する研修や勉強会を行い、安心して取り組める環境を整えていきます。

◆マニュアルの作成

児童生徒がICT機器やICTサービスの操作にまだ慣れていない場合は、安心して使えるように、分かりやすいマニュアルを作成しましょう。操作手順を丁寧にまとめたり、画面のイメージを示したりするなど、誰でも理解しやすい内容にすることが大切です。



支援体制構築の実施事例

実際に遠隔教育の支援体制の構築を進めている教育委員会の具体的な事例をご紹介します。参考してみてください。

岡山県教育委員会の取組

- ◆発達障害・医療的ケア・病気療養等について専門性の高い教員を、県内各特別支援学校より複数名、校長からの推薦を受けたうえでエキスパートとして任命し、エキスパートがすべての県立高等学校を年2回訪問する。また幼稚園・保育所・小学校・中学校等その他の学校種についても依頼があった場合、エキスパートが随時訪問し、相談対応を行っている。その取り組みの一環として病気療養児支援に関する相談を行っている。
- ◆県内にて病気療養児の学習・復学の支援、各種相談対応や交流イベント等を開催するNPO法人との連携体制を構築している。

- ◆病気療養児の保護者からNPO法人へ相談があった場合は、NPO法人より県教育委員会特別支援教育課に相談内容の情報共有があり、相談内容に応じて各学校へ必要な情報共有を行っている。
- ◆同NPO法人は、「病気療養児支援ガイドブック」において、入院生徒に対する遠隔教育の実施方法に関する執筆にも協力している。

2. 遠隔教育の準備

遠隔教育を実施するまでに準備しておくべき、具体的な確認事項を見ていきましょう。

教育委員会が行うことの一例

◆医療機関との連携

医療機関で窓口となる担当部門や担当者を確認しておきます。そのうえで、医療機関や学校関係者、院内学級の担当者などが参加する会議を設置・運営し、一人ひとりの児童生徒に合った支援方針を話し合ったり、必要な連絡や調整を行ったりします。また、学校と医療機関の連絡調整を円滑に進めるために、特別支援教育コーディネーター等を適切に配置するなど、関係者同士がしっかり情報共有できる仕組みを整えます。

◆ICT機器(モバイルWi-Fiルータ等)の貸与制度の整備

学習内容や児童生徒の状況に応じて活用できるICT機器(モバイルWi-Fiルータ等)やネットワーク環境の整備(メンテナンスを含む)に必要な予算を確保します。また、学校や教育委員会は、遠隔教育が必要となった場合に備えて、自宅や病室・院内の通信状況を事前に確認し、必要に応じてICT機器の貸し出しなどの調整を行います。

## 学校が行うことの一例

### ◆同時双方向型・オンデマンド型の授業の選択

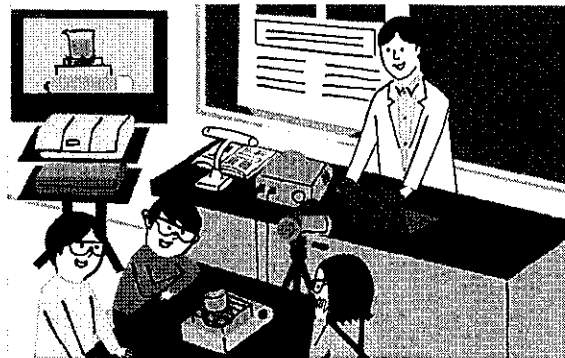
病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育では、原則として同時双方向型の授業を実施します。ただし、病状や治療の状況により授業時間に合わせて参加することが難しい場合には、学校の判断によりオンデマンド型で実施することも可能です。学校は、児童生徒の体調や状況の変化に応じて、適切な授業形態を選択します。その際、教職員は保護者や本人、医療機関とこまめに連絡を取り、治療スケジュールや体調を確認します。医療機関との調整にあたっては、特別支援教育コーディネーター等を活用し、必要に応じて特別支援学校や医療機関の相談支援部門と連携しながら、配信方法等の調整を行います。

### ◆授業計画

遠隔教育の授業計画は、児童生徒の体調や学習状況を踏まえ、柔軟に立てることが大切です。特に体調に変動がある場合には、週ごとなど短い期間で学習内容や計画を見直し、その時々状況に応じて調整します。無理のない学習ペースを意識しながら、継続して取り組める計画を検討します。

### ◆教材作成における工夫

遠隔教育に向けた教材作成では、分かりやすさを高める工夫が重要です。例えば、PowerPointのスライドショー機能を活用し、音声による解説を重ねて教材を作成することで、児童生徒が理解しやすい内容にします。また、実験の様子を複数方向からビデオカメラで撮影し、さまざまな角度から確認できるよう動画を編集することで、臨場感を持って学習できる教材を準備します。



## 本人・保護者が行うことの一例

### ◆医師の診断を受け、遠隔教育について学校に相談

遠隔教育の実施にあたっては、医師の診断を踏まえた上で、学校へ相談することが重要です。病状や治療状況を共有し、学校・医療機関・保護者が連携して適切な学習方法を検討します。

### ◆自宅での学習スペース・生活リズムの確保

自宅で遠隔教育を受ける場合は、学習に集中できる環境と生活リズムの維持が重要です。体調に配慮しながら無理のない学習時間を設定し、継続的に学習できる体制を整えます。

### ◆ネット接続環境 (Wi-Fi や通信量) の確認

遠隔教育には安定した通信環境が不可欠です。Wi-Fi や通信量の状況を事前に確認し、授業に支障が出ないよう準備します。必要に応じて学校等と連携し環境整備を行います。

### ◆ツールの使用練習 (Zoom など) と不安点の事前相談

遠隔教育で使用するツールについて事前に操作練習を行い、不明点や不安を学校に相談しておくことが重要です。円滑に授業へ参加できるよう準備を整えます。



遠隔教育準備の実施事例

実際に遠隔教育の準備をしてきた全国の教育委員会、学校の具体的な事例をご紹介します。参考にしてみてください。

宮城県教育委員会の取組

県立高等学校の教諭1名を医教連携コーディネーターとして任命し、本事業の連携病院に最も近い県立高等学校に配置した。遠隔教育を実施する際には、医教連携コーディネーターが、病気療養児の在籍校と、病気療養児が入院する病院の橋渡し役を担い、病院から治療スケジュール等を確認し、在籍校へ情報共有を行うほか、遠隔学習支援に関するアドバイス。相談対応を実施した。

栃木県教育委員会の取組

遠隔教育の実施に際し、特別支援学校のセンター的機能による支援として、学校へテレプレゼンスロボット(kubi)の貸し出しを実施。ネットワーク環境の整備に向けては、教育委員会がモバイルWi-Fiルータを貸し出している。

### 3. 遠隔教育の実施

遠隔教育では、一人ひとりの体調や状況に寄り添いながら、無理なく学習に参加できる工夫が求められます。そのため具体的な取り組みについてご紹介します。

病気療養児が無理なく学習に参加するための工夫

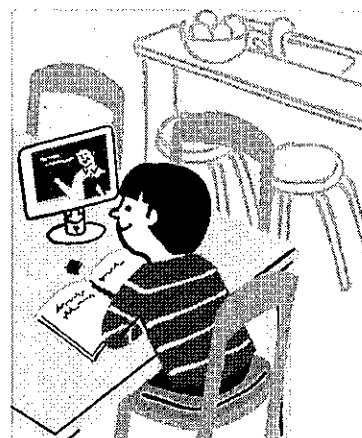
遠隔教育の実施において教員は、療養中の児童生徒が無理なく学習に参加できるよう、体調や理解度に応じた声かけや学習支援を行うことが求められます。

授業中は、クラスとの一体感を得られるよう発言や対話の機会を工夫することや、テレプレゼンスロボットを活用する等、孤立を防ぐ配慮が重要です。また、学級活動や行事へ

の参加も積極的に促すことが効果的とされています。

ICT機器としては、1人1台端末環境のもと、タブレットやPCを用いた双方向通信が活用されており、Google MeetやZoomなどのツールを用いた授業配信が一般的です。また、クラウド上での課題提出や動画教材の活用も進んでいます。

遠隔教育は、入院中の病室や一時退院時、療養中の自宅等で実施されることが想定されます。



医療機関での遠隔教育実施の留意点の一例

◆ 院内の環境整備

院内(病室を含む)の通信環境を事前に確認し、安定した遠隔教育の実施が可能な環境整備を行います。さらに院内ルールを踏まえ、病棟内の状況や他患者への配慮を踏まえた場所以望ましいでしょう。

◆ 治療スケジュールや体調変化への対応

治療スケジュールと学習時間が両立できるよう、医療機関側から学校へ情報共有と調整をします。また、児童生徒の体調変化に配慮し、学習参加の可否や方法については、柔軟に対応できるようにしておきます。

◆ 学校との連携

医療機関は、病室等で遠隔教育や定期試験が実施できるよう、学校や教育委員会と連携した体制づくりをします。また、病室での試験実施時における答案回収など、必要な事務的対応についての調整もしておきましょう。

## 教育現場での遠隔教育の留意点の一例

### ◆ 児童生徒の安心させる体調管理と心理的配慮

遠隔教育の実施にあたっては、保護者や医療関係者と連携し、児童生徒の体調管理や緊急時対応の体制を整えることが重要です。また、心理的負担に配慮し、カメラ利用や参加方法を工夫することで、安心して学習に取り組める環境づくりを行います。

### ◆ ICT活用と柔軟な学習環境の整備

板書や音声が確実に伝わる視聴環境を整えるとともに、病状や体力に応じたオンデマンド授業の設計を行います。また、教室内の児童生徒のプライバシーに配慮した配信方法を徹底するなど、適切なICT活用が必要です。

### ◆ 双方向性を生かした学習支援

配信側と受信側の双方向のやり取りを可能にする授業環境を整え、授業中はこまめな声掛けにより受講状況や理解度を確認します。さらに、授業後のオンライン交流を通じて、児童生徒の安心感や学級とのつながりを保つ工夫が求められます。

## 教育現場での遠隔教育の実施事例

教育現場で実際に遠隔教育をしている全国の学校の具体的な事例をご紹介します。

### 宮城県教育委員会の取組

同時双方向型の授業については、iPadとテレプレゼンスロボット(kubi)を配信側の教室へ設置し、Google Meetで授業の配信を行った。オンデマンド型の授業については、テレプレゼンスロボット(kubi)とiPadを活用して授業を録画したうえで、25分間の専用教材を作成し、You Tubeに限定公開、もしくはGoogle Driveへアップロードした。また各教科・科目等を限定せず遠隔教育による学習支援を実施。実技・実習等については、座学部分を中心に遠隔教育にて取り上げ、対面指導が適する部分を復学後や登校可能日に補完する等柔軟に対応した。

### 熊本県教育委員会の取組

特別支援学校敷地内にある医療センターからの通学生と自宅からの通学生がおり、同時双方向型の授業を実施しているのは4～5名。体力的な問題があったり、体調の優れない児童生徒に対し同時双方向型の授業を実施。タブレットにてオンライン会議システムを用い授業を行っている。具体的な実施方法としては、教室に設置したPCにて教員の姿を配信。また配信には学校の電子黒板を接続し、教員の音声を拾うためマイクを設置。教科書の内容をオンラインホワイトボードへ投影し、その教科書に教師側が書き込む様子を配信。また教材については、クラウド上でやり取りを行う。特別支援学校にて同時双方向型の授業を実施する際には、対象児童生徒の体調や学習状況等を加味し、週次で時間割を検討。また各学部の授業が定期通院日と重ならないよう、個別に調整を行う。

## 4. 学習の評価

遠隔教育でも、学びの様子を丁寧に見取り、適切に評価します。出席や理解の状況をさまざまな方法で確認しながら、児童生徒、一人ひとりに寄り添った対応をしていきましょう。

### 学習評価の妥当性や信頼性を高める工夫

同時双方向型の授業では、実際に参加し、やりとりを行った記録(ログイン履歴や発言内容など)をもとに出席扱いとされるケースが多く、学習評価も通常の授業と同様に日々の学

習成果で行われます。

一方、体調などによりオンデマンド型の授業での参加となった場合は、ファイルの閲覧や動画視聴の回数から教材の視聴状況を把握するほか、受講後に振り返りや課題を提出させる、教職員による聞き取りを行うなど、状況に応じて柔軟に視聴視聴・出席を

確認します。

またオンデマンド型の授業と同時双方向型の授業に共通する取組として、自治体によっては、担任が作成した出席簿に授業ごとの振り返りを記入させることや、受講後の振り返りの提出によって視聴・出席を確認する事例も見られました。

出席確認の方法の一例

遠隔教育における出席確認の方法は、同時双方向型の場合、実際に授業に参加し、やりとりを行った記録をもとに出席扱いとする学校が多いです。

オンデマンド型の授業では、動画共有プラットフォーム上での視聴状況を確認することができます。オンライン上のファイル閲覧システムを活用している場合には、ファイルの閲覧回数を確認することも出席確認の一助となります。また、動画視聴後に自己評価や課題を提出させたり、受講後に小テストやミニレポートを実施したりすることで、実際に学習に取り組んだかを把握することができます。

学習評価の方法の一例

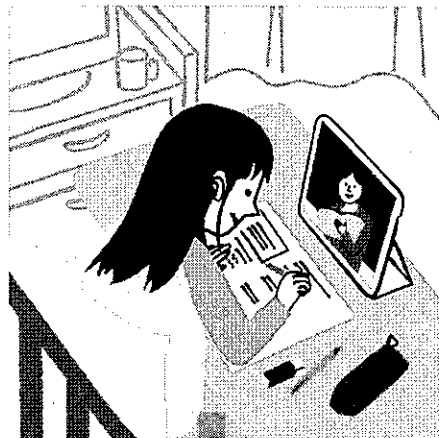
遠隔教育における評価は、同時双方向型の授業とオンデマンド型の授業との間で差異を設けることなく、他の生徒と同様に各科目の目標の実現状況に基づいて行います。評価規準も対面授業と同一とし、学習内容の達成度を適切に把握することを基本とします。提出物やテストについては、Google ClassroomやGoogle フォーム等を活用して配信・回収を行うことで、円滑な受け渡しが可能です。

また、グループワークを主とする授業については、必要に応じて代替課題やレポート等により対応します。さらに、実技・実習科目については、遠隔環境でも見取ることができる観点を設定し、観点別学習状況の評価を適切に行うことで対応することが可能です。

高等学校等における  
病気療養児の進級・卒業について

卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたり、また、各学年の課程の修了の認定に当たっては、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるなど、病気療養児に対して、配慮と弾力化を図ることが望まれます。

「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」の結果について(周知)  
[https://www.mext.go.jp/content/20231031-mxt\\_tokubetu02-000032436-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231031-mxt_tokubetu02-000032436-1.pdf)



5. 復学に向けた支援

復学は、安心して学校生活に戻れるよう準備を進めていくことが大切です。児童生徒の不安に寄り添いながら、無理のない形で支えていきたいと思います。

各所が連携して、退院後の学校生活を見据えた準備を

復学支援では、児童生徒が、入院した時点から学校、医療機関、教育委員会、特別支援教育コーディネーターや保護者などが連携し、退院後の学校生活を見据えて準備を進めて

いくことが大切です。

医療機関から治療の予定や体調面での配慮について情報を共有し、支援会議などを通して関係者が共通の見通しを持てるようにします。転学している場合は、前籍校や在籍校とも協力し、体験通学や学校行事への参加などを取り入れながら、復学へのイ

メージを持てるよう支援します。

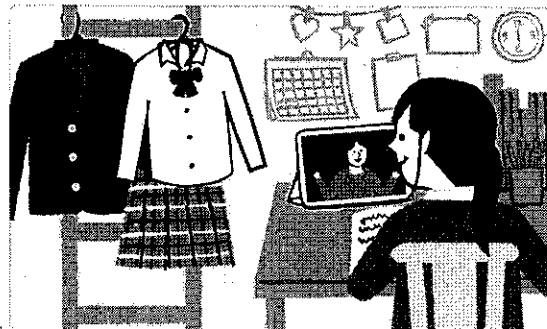
復学後も学校と医療機関が連携し、学習面や生活面での不安に寄り添いながら継続的に見守ります。また、学校の様子を動画で共有するなどの工夫により、不安を和らげ、安心して学校生活に戻れる環境づくりを進めることが大切です。

教育現場での復学の実施事例

病気療養児の円滑な復学の実施に役立つ、各自治体実践した事例を紹介します。実践のヒントとしてご活用ください。

京都市教育委員会の取組

転学先の特別支援学校に在籍する児童の復学に向けて、前籍校の状況を360度カメラで撮影のうえ、動画配信サイトにアップロードして児童へ共有し、動画を視聴したり、前籍校の教員からのメッセージを伝えたりすることで、復学に対する不安軽減を図った。



## 参 考 資 料

遠隔教育の実施に役立つ、自治体等が作成した参考資料を紹介します。  
制度理解や実践のヒントとしてご活用ください。

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業成果報告書  
[https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt\\_tokubetu02-000044666\\_pwc01r.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt_tokubetu02-000044666_pwc01r.pdf)



病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業報告書概要  
[https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt\\_tokubetu02-000044666\\_pwc02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250903-mxt_tokubetu02-000044666_pwc02.pdf)



北海道教育委員会  
[https://www.mext.go.jp/content/20240513-mxt\\_koukou02-000035909\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240513-mxt_koukou02-000035909_1.pdf)



宮城県教育委員会  
[https://www.pref.miyagi.jp/documents/16074/nyuinseito\\_leaflet\\_2024.pdf](https://www.pref.miyagi.jp/documents/16074/nyuinseito_leaflet_2024.pdf)



栃木県教育委員会  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/documents/20220317110926.pdf>



岐阜県教育委員会  
[https://www.mext.go.jp/content/20240625-mxt\\_tokubetu02-000035886\\_GF3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240625-mxt_tokubetu02-000035886_GF3.pdf)



## 関 係 通 知

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について  
(令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1422988\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm)



小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の  
取扱い等について(令和5年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
[https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt\\_tokubetu02-100002896\\_2rr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002896_2rr.pdf)



高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について  
(令和5年3月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
[https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt\\_tokubetu02-100002896\\_3rr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002896_3rr.pdf)



高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について  
(令和6年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1422988\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00003.htm)



(令和8年3月)

「病弱教育サポートセンターきらり☆」は  
在籍校と一緒に  
入院中や自宅療養中の子どもたちをサポートします

**対象**

入院中の小学生・中学生・高校生（主治医の許可を得た方）

**場所**

- 秋田大学医学部附属病院（サポートルーム☆きらり）
- 秋田赤十字病院
- 中通総合病院
- 市立秋田総合病院

\* 上記以外に入院の場合は、お電話にてご相談ください。

**時間**

- 月～金曜日 9:30～11:30（午前中、教員常勤）
- 1回あたり1時間程度（週2回程度）

**支援内容**

相談支援・心理面の支援・学習支援・復学支援



病気のこと、  
学校のこと、  
不安だな。  
誰に相談したら  
いいんだろう。

入院中も  
学校とのつながりを  
大事にしたいけれど、  
迷惑かしら。



**相談支援**

- ★心配事やニーズの聞き取り  
・アンケートの記入

- ★ニーズに合わせた支援内容の提案



## 心理面の支援



家族や友達に  
会えなくて、  
さみしいな。  
ひとは心細いな。



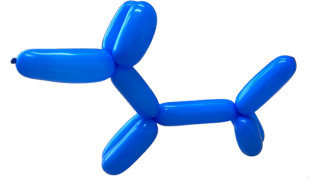
この薬を飲むと  
具合が悪くなるから  
飲みたくないよ。

私の病気は  
本当に治るのかな。  
また、元気に  
学校に行けるかな



★心身を解放できる活動の提供、  
心理面のサポート

- ・制作（おりがみ、紙粘土など）
- ・テーブルゲーム（オセロ、トランプなど）
- ・おしゃべり
- ・その他、本人が好きなこと



## 学習支援



学校からの課題は  
あるけれど、  
やる気が出ない。  
分からないところも  
あるし…。

単位は取れるかな。  
進級はできるかな。  
心配だな。

★在籍校の授業や行事等にオンラインで参加  
するためのサポート

- ・在籍校との連絡調整
- ・機器の貸出
- ・機器の接続



★自主学習のサポート

- ・在籍校からの課題や持参した問題集の  
見届け



入院中の  
勉強の遅れが  
心配。  
退院してから  
どうしよう。

## 復学支援



久しぶりに学校に  
行けるのはうれし  
いけど、  
大丈夫かな。  
緊張するな一。



★退院後の学校生活に向けた医療との連携、  
在籍校への引き継ぎ

- ・復学に向けた在籍校とのオンライン交流の  
調整
- ・自宅療養中のサポート
- ・関係者での支援会議
- ・復学後の連絡調整（家庭、医療、学校）



退院後も、  
保健室で薬を飲んだり、  
体育を見学したりする  
必要がある。  
分かってもらえるかな。